

2020年度後期授業料減免申請の案内（日本人学生用）

授業料減免制度は、経済的理由により授業料納付が極めて困難な方を対象に、授業料減免を行う制度です。申請を希望する方は、案内を熟読の上、必ず期間内に手続きを完了してください。

1 免除対象者

下記①～⑥の全てに該当する者（詳細については、3・4頁をご覧ください。）

- ① 経済的理由によって授業料納付が著しく困難であること
- ② 収入要件を満たしていること
- ③ 学業・成績要件を満たしていること
※原則として、留学・傷病・休学等正当な事由以外で修業年限を超えている者は対象外
- ④ 奨学金申請等学費を確保するための努力を行っていること
- ⑤ 2020年度後期に修学支援新制度による支援を受けていないこと

2 免除の額

当学期の授業料減免が許可された者については、納付すべき当学期授業料の全額、半額又は1/4を免除します。

3 申請方法等

- ・申請方法 申請場所へ持参 又は 郵送
- ・申請期間 2020年10月1日（木）～10月30日（金）（土日を除く。）
※申請期限は必ず守ってください。
- ・申請場所 本部棟1階学生支援室 学生支援グループ（窓口取扱時間 8：30～18：00）

4 提出書類

【区分番号1（生活保護世帯）・2（市町村民税(所得割)非課税世帯）・3（特別事情が発生した世帯）】

①～③はこちらの案内に添付してあります。

④～⑧は各自で用意してください。（⑤⑥⑦⑧は住民登録のある市区町村の役所等で入手できます。）

必要書類は申請日までに全部揃えてください。

提出書類		注意事項
① 授業料減免申請書	全員	本人及び保証人欄は、各自が必ず自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。
② 授業料減免申請調書		区分番号1～3の自分に該当する番号の調書を提出してください。
③ 承諾書		
④ 長3サイズの封筒（結果返信用）		長3サイズ（A4判三つ折が入る大きさ：23.5×12cm）を用意して、84円切手を貼り、返送先の住所・氏名（本人又は保証人）を記入してください。
⑤ 住民票		学生本人を含む“世帯全員分”の住民票（世帯主名・世帯員氏名・続柄・住所・生年月日が記載されているもの）【マイナンバーの記載がないもの】を提出してください。“世帯の一部”の住民票は不可。コピーも不可。
⑥ 2020（令和2）年度課税証明書 （2020年1月に住民登録のある市町村） 発行する市区町村によって証明書の名称が異なる場合があります。注意事項（※）を確認して、該当する証明書を入手してください。	生活保護世帯を除く世帯	2020年度前期 本学独自の授業料減免申請者は提出不要です。 ※ 所得金額、市民税、県民税、控除の内容が記載されているもの。 ※ 提出書類⑤の住民票に記載されている18歳以上（学生本人を含む）の同一生計者全員分（収入が無い場合も含む）。 ※ ただし、2020年度（本年度）に高校生の方、2019年度（昨年度）に高校生であった方（学生本人を含む）は、提出の必要はありません。 住民票には記載されているが、実際は別居・独立生計の方がいる場合、課税証明書の代わりに、その方の別居先の家賃又は水道料金等の最新の領収書のコピーを提出してください。（学生本人が一人暮らしの場合は除く）。
⑦ 生活保護受給証明書		生活保護世帯のみ（福祉事務所発行）
⑧ 奨学金（母子・寡婦福祉資金）貸与・受給決定通知等	該当者	日本学生支援機構奨学金以外の奨学金、又は母子・寡婦福祉資金を受給（予定）している場合に提出して下さい。奨学金を貸与・受給（予定）していない学生は、別途「申立書」の提出が必要です。（授業料減免基準の“学費確保のための努力”を確認するため）

【区分番号3（特別事情が発生した世帯）】

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって家計が急変した世帯は、別途案内・申請様式がありますので、そちらを参照のうえ申請してください。

◎申請者全員

提出書類	注意事項
・特別事情発生後、徴収期限前直近3ヶ月間の収入を証する給与明細等 ・年金（恩給、老齢、遺族）振込通知書又は年金額改定通知書	18歳以上の同一生計者 全員分

◎事由別提出書類…上記書類に加え、下記事由別書類も提出してください。

対象事由	提出書類	備考
死亡	・死亡診断書 ・保険金等受給（予定）明細書等	
被災	・被災証明書等、被害物件と被害の程度が分かるもの ・人的被害の場合は医師の診断書 ・保険金等受給（予定）明細書	市区町村長、消防署長又は警察署長発行
破産	・破産宣告書等	
離別	・戸籍謄本等、離別日が確認できるもの。	市区町村の役場等発行
疾病	・医師が発行する診断書（初診日及び療養者の程度、治療期間の記載があるもの） ・傷病手当金支給決定通知書等	申請時まで長期（3か月以上）の療養をし、申請時現在治療中であること。
失職	・雇用保険受給資格証（1,3面） ・退職金支払い証明書等	失業給付を受けていない場合は、離職票を提出。 <u>※自己都合（早期）退職及び定年による離職は申請対象外。</u>
行方不明	・行方不明を証明する官公署発行の証明書	

※審査するうえで、事情・状況に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

5 独立生計者について

次の①～③全てに該当する学生は、独立生計者として認定することができ、学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の市町村民税課税状況で収入要件を判定します。学生本人が独立生計者であることを確認するため、健康保険被保険者証のコピーを提出してください。（審査するうえで、ほかの書類の提出を求めることがあります。）

- ① 所得税、健康保険等の被扶養者となっていない者
- ② 父母等と同居していない者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行される者

6 減免の取り消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

7 注意事項

※減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。納付されると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません。（12月上旬頃に決定通知を送付します。不許可・半額免除又は1/4免除の決定をしたときは、あらためて納付書を送付しますので、必ずその期限内に納付してください。）

8 個人情報保護について

授業料減免申請書及び添付書類に記載された個人情報は、授業料減免以外の目的に利用することはありません。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件 (いずれかの要件に該当すること)	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
全額免除	① 学資負担者が生活保護を受けている ② 徴収期限前1年以内（注※）に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が生活保護基準以下の世帯の学生。 （ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入（死亡の場合は3000万円以上の臨時収入）がある場合を除く。） ①死亡 ②被災（冷害等の被害を含む） ③行方不明 ④長期療養（傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合） ⑤離別 ⑥破産 ⑦失職（現在求職中の場合に限る。又、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く）	① 学部の1年次前期の学生は、高校の評定平均値2.7以上、1年次後期及び2年次以上の学生は属する学部・学科・研究科における各年次までの「標準修得単位」（4頁参照）を満たしていること。 博士前期1年次後期以上、博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 （休学及び正当な事由（疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由）があると認められる場合を除く） ③ 当期の履修登録を行っていること。
4分の1免除	① 世帯員全員の市町村民税所得割が非課税世帯の学生 ② 徴収期限前1年以内（注※）に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が日本学生支援機構の定める第一種奨学金基準以下の世帯の学生 （ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入（死亡の場合は3000万円以上の臨時収入）がある場合を除く。） ①死亡 ②被災（冷害等の被害を含む） ③行方不明 ④長期療養（傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合） ⑤離別 ⑥破産 ⑦失職（現在求職中の場合に限る。又、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く）	④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。
半額免除	① 学部の1年次前期の学生にあっては、高校の評定平均値3.5以上、1年次後期及び2年次以上の学生にあっては、属する学部・学科・研究科における各年次までの「標準修得単位」（4頁参照）を満たしており、かつ、属する学部・学科・研究科における学業成績が上位3分の1以内であること。 博士前期1年次後期以上の学生は、「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する研究科（専攻）の上位3分の1以内であること。 博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 （休学及び正当な事由（疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由）があると認められる場合を除く） ③ 当期の履修登録を行っていること。 ④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。	① 学部の1年次前期の学生にあっては、高校の評定平均値3.5以上、1年次後期及び2年次以上の学生にあっては、属する学部・学科・研究科における各年次までの「標準修得単位」（4頁参照）を満たしており、かつ、属する学部・学科・研究科における学業成績が上位3分の1以内であること。 博士前期1年次後期以上の学生は、「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する研究科（専攻）の上位3分の1以内であること。 博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 （休学及び正当な事由（疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由）があると認められる場合を除く） ③ 当期の履修登録を行っていること。 ④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。

注※ 徴収期限前1年以内：2019年10月31日以降。なお、入学した期は入学前1年以内とする。

標準修得単位について《4月入学者後期申請》

【学部】

区分	入学年度	学年	標準修得単位
国際学部	2020	1年次	16
	2019	2年次	48
	2018	3年次	80
	2017	4年次	112
情報科学部	2020	1年次	16
	2019	2年次	50
	2018	3年次	88
	2017	4年次	120
芸術学部	2020	1年次	16
	2019	2年次	48
	2018	3年次	77
	2017	4年次	109

【大学院】

区分		入学年度	学年	標準修得単位
博士前期課程	国際学研究科	2020	1年次	8
	情報科学研究科			8
	芸術学研究科			9
	平和学研究科			8
	国際学研究科	2019	2年次	23
	情報科学研究科			23
	芸術学研究科			25
	平和学研究科			24
博士後期課程	国際学研究科	2019	2年次	3
	情報科学研究科			4
	芸術学研究科			5
	国際学研究科	2018	3年次	6
	情報科学研究科			7
	芸術学研究科			8

※10月入学者や休学等により、上表に当てはまらない場合は学生支援室までお問い合わせください。

問い合わせ先

広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ
〒731-3194
広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号
tel 082-830-1522
fax 082-830-1529